

令和4年8月5日

神奈川県最低賃金審議会
会長 盛 誠 吾 殿

神奈川県最低賃金審議会
神奈川県最低賃金専門部会
部会長 盛 誠 吾

神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書について

当専門部会は、令和4年7月1日、神奈川県最低賃金審議会において付託された神奈川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であり、今後とも生産性向上の支援や取引条件改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等に取り組むとともに、これらの事業者に対する支援策の強化及び周知、活用の促進に努めるほか、各助成制度の申請手続等に際し、事業者には過大な負担が生ずることのないよう、関係行政機関が適切に運用することを要望する。

また、関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮をすることを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

また、本部会における審議経過等については、別紙2に記載したとおりである。

記

公益代表委員	赤羽 淳	千葉 景子	盛 誠吾
労働者代表委員	佐藤 信也	佐俣 光男	林 克己
使用者代表委員	大竹 准一	上谷 公志郎	山本 弘

神奈川県最低賃金

- 1 適用する地域
神奈川県全域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1071円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年10月1日

部会における審議経過

1 審議経過

- 令和4年7月 1日 第419回審議会(諮問)
- 8月 2日 第420回審議会(意見聴取、専門部会委員任命報告、特定最賃《諮問》)
- 第1回専門部会(部会長・部会長代理選出、目安伝達、個別審議)
- 8月 3日 第2回専門部会(個別審議)
- 8月 4日 第3回専門部会(個別審議)
- 8月 5日 第4回専門部会(採決)

2 各側の意見

(1) 労働者側

- ① 労働側委員は基本認識として、コロナ禍3年目であるが、神奈川県における最低賃金の水準は、昨年の改定で初めて年収換算で200万円を超えたばかりの水準(205万円)であり、当面のめざすべき水準は、生計費の観点から連合リビングウェイジによる時給1140円であること。地域間格差については、最低賃金引上げの抑制でなく適正な価格転嫁への支援と、人口減少問題を踏まえた労働力確保の観点での水準が必要であることなど、最低賃金が抱える本質的な課題は変わることなく、改善に向けた歩みを止めるべきでないと主張した。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響は、7月に入り「第7波」となる過去最大の感染拡大が加速している。オミクロン株「BA・5」の感染力は強いが重症化しにくいと言われているが、感染拡大に伴い、自宅療養者が初の100万人を超え、従業員の感染による人手不足が深刻化し、窓口業務や運休を余儀なくされるバス事業者など日常生活を支える企業活動にも支障が出始めている。また、感染拡大に伴い、とりわけ非正規労働者においては、勤務日数・勤務時間の減少などによる収入減、雇用・就業形態の変更、業務内容の変更などの影響を受けている。
- なお、感染対策としては、「ウイズコロナ」への移行を基本に、行動制限を行わず経済活動との両立をはかる取り組みが進められており、昨年とは異なる状況にある。
- ③ 一方で、昨年と大きく異なるのは、ロシアによるウクライナ侵攻を機に、4月以降の急激な資源高・物価高に加えて、米国の利上げなどにより円安となっており、20数年に渡るデフレ経済が大きく変わろうとし

ていることである。4月～6月の3カ月連続で消費者物価指数が2%を超える状況で、暮らしや生活における家計負担のみならず経済活動にも大きな影響を与えている。春闘における賃金改善については、連合の集計結果では賃上げが明確にわかる組合集計で2.07%の賃上げがなされており、コロナ禍3年目にあっても引き続き賃上げの流れは継続しているが、すでに賃上げ分を上回る物価上昇となっている。

- ④ このような中で、最低賃金近傍で働く多くの労働者は、最低賃金が改定されないと賃金が上がらない立場の弱い労働者である。直近の物価高の影響を最も大きく受けており、日を迫うごとに日々の生活に与える影響は深刻度を増している。したがって、4月における賃上げ水準をベースに、4月以降の急激な消費者物価上昇分を加味した水準の決定が必要であると主張した。
- ⑤ また、これまでと同様、隣県との地域間格差については、ハローワークによる求人水準を見ると、昨年同様に静岡県・山梨県の水準は、神奈川県最低賃金水準の近傍もしくは上回る水準にあること。加えて、神奈川県の募集水準は、6年間連続で東京都を上回っており、東京を超える水準で募集しないと労働力の確保が難しい実態を表していると考えられること。
- ⑥ 加えて、神奈川県内への本社移転の「転入超過」が全国最多となったことや、コロナ禍におけるテレワークの進展などにより、東京一極集中に変化が起きはじめている。加えて、今年初めて神奈川県が人口減少に転じるなど引き続き、労働力の確保は極めて重要な課題となっている。このようなことから、隣県との地域間格差については、「労働力の確保に必要な水準」を考慮すべきであり、東京と隣接する神奈川県のポテンシャルを維持するためにも、東京との格差を広げてはならないと主張した。以上のことから、神奈川県における消費者物価指数の推移を踏まえ、目安額31円(2.98%)の引上げを主張した。

(2) 使用者側

今年度の神奈川地方最低賃金審議会にあたり、使用者側委員は現下の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境について、以下の認識を示した。

- ① 3月以降コロナ禍による行動制限が解除され、社会経済活動が正常化に向けて少しずつ動き出した一方で、長期化するウクライナ情勢等による、原油を始めとした広範な「原材料価格の高騰」、さらには20年ぶりの水準となった「円安」など、「多重禍」とも言うべき厳しい環境変化が中小・小規模事業者の経営を圧迫している。
- ② また、製造業等においては、材料が納入されないことにより、製品を製造、納品ができず、資金繰りが大きく悪化、事業継続すら危ぶまれるとい

う状況も生じている。

- ③ さらに、コロナ禍対応のためのいわゆる「ゼロゼロ融資」など、手厚い支援のおかげで、企業の倒産件数はこれまで低位に抑えられているものの、返済開始が今年の秋頃から本格化する中で、事業者の経営環境はいまだ厳しく、今後資金繰りの悪化から、休業・廃業に向かう事業者も少なくないと危惧される。
- ④ そして、こうした中で、現在幅広い業種から、「相次ぐ原材料価格等の高騰に対し価格転嫁が進まず、収益が悪化している」との声が多く寄せられており、交渉力で優位性のある大企業に比べ、中小・小規模事業者は、原材料価格や人件費の上昇、エネルギーコストのアップ分などの価格転嫁が極めて困難な状況にある。

こうした厳しい状況の中で、さらに加えて人件費上昇分を価格転嫁することは極めて困難と言わざるを得ず、まずは適切な価格転嫁等取引環境の適正化や生産性向上への支援の強化などを強力に進めることにより、中小・小規模事業者が自発的に賃上げ、「人への投資」をするための原資を確保できるようにすることが先決であり、急務であると主張した。

また、昨年のように、明確な根拠に欠ける、全国一律の目安額を踏まえた地方最低賃金の決定は、多くの事業者にとって「納得感」のあるものではなく、最低賃金の決定プロセスや水準についての不信感の声が多くあがっていることから、各種データによる明確な根拠のもとで、納得感のある水準とすべきであり、中でも、中小企業の賃金引き上げの実態を示す「賃金改定状況調査結果」の第4表（A ランク産業計1.4%）を重視して審議することが重要であると主張した。

さらに、神奈川県内の事業者からは、東京都との比較や、近隣県との格差について疑問視する声も多く寄せられているところ、神奈川の最低賃金額は、物価等の諸指数の他都道府県との比較において突出しており、納得感を得られない水準となっている。これは、神奈川での事業経営における大きなハンディキャップとなっており、神奈川の最低賃金額そのものの他都道府県の対比における適正化に向けて、具体的な取り組みに踏み出すことを強く求めた。

今般、公益委員から「31円引上げ」が提示されたが、これは消費者物価の上昇を最重視するものであり、コロナ禍や原材料費の高騰、進まない価格転嫁など、現下の中小・小規模事業者の置かれた状況が考慮されているとはいいたいこと、また、本県と他都道府県との対比における最低賃金額の適正化に資するものではないことから、使用者側としては反対せざるを得ない。

(3) 公益側

ア 公益委員としては、上記の労使意見のほか、以下の雇用経済情勢等を総合的に考慮し、本年度の神奈川県最低賃金については、31円引上げの1時

間 1,071 円とすることが妥当であると判断した。具体的には、

- ① 賃金については、賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は 2%を超えた水準を示しているところ、これらには、本年 4 月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性に留意したこと
 - ② 消費者物価上昇率（総務省「消費者物価指数」（「持ち家の帰属家賃を除く総合」（全国）に拠る）は、4 月に 3.0%、5 月 2.9%、6 月に 2.8%となる他、横浜市では 4 月に 3.1%、5 月に 2.9%、6 月に 2.6%と 3%に近い状況（横浜市の 4～6 月の 3 か月平均は、2.87%）となっていることから、生計費上昇分については、3.0%程度の水準と考えられること
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、消費活動が正常化に向かい、それとともに経済活動の活発化へと繋がる等景気の回復が期待できること
 - ④ 法人企業統計における企業利益は、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、産業全体では回復が見られるとともに、政府において、感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む方針であること
 - ⑤ 神奈川県の実用情勢は、令和 4 年 6 月には、25 か月ぶりに 0.90 倍まで持ち直すとともに、新規求人は、宿泊業・飲食サービス業を含め全ての主要産業において前年同月比で増加しており、失業率も 3%以下で推移していること
 - ⑥ 神奈川県においては最低賃金近傍の労働者が多いことから、最低賃金を含めた賃金の引上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が、社会的に求められていることを特に重視する必要があること
- 等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

イ 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

ウ 現行の目安制度の下で、異なるランク間での最低賃金額の格差の拡大は看過できない課題であり、その改善に向けて努力を尽くしていただくほか、同一ランク内においても地域の経済事情、影響率・未満率等の各種指標を十分に比較衡量しつつ、目安額設定についての議論を深めていただくよう強く要望する。

エ 神奈川労働局においては、中小企業支援や取引条件の改善等に引き続き積極的に取り組んでいただくよう要望する。